

茨城県報 第7058号

昭和57年7月19日

月曜日

目次

告示

	ページ
●国民健康保険医の登録消除(医療福祉課).....	1
●健康保険法等に基づく看護料支給基準(保険課).....	2
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(農地管理課).....	3
●定款変更の認可(3件)(").....	3
●道路の供用開始(道路維持課).....	4
●海岸保全区域の指定(河川課).....	4
●土地区画整理組合の設立認可(都市計画課).....	5
●土地区画整理組合の定款の変更認可(").....	5
●都市計画事業の認可(下水道課).....	6
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定(出納第一課).....	6
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所).....	6

(教育委員会)

●昭和58年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項.....	7
-------------------------------	---

公告

●宅地開発事業の工事完了(建築指導課).....	8
●道路位置の指定(").....	8

告示

茨城県告示第1075号

次の者から登録消除の申出があり、国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

記号番号	国民健康保険医名	消除年月日
茨国医 第750号	古 沢 皓	昭和57年7月10日
茨国歯 第892号	小 林 彬	"

茨城県告示第1076号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項第5号，日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）第10条第1項第5号，船員保険法（昭和14年法律第73号）第28条第1項第5号，国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第1項第5号及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条第5号の規定による看護に要する費用の支給基準を次のように定め，昭和57年6月1日から適用する。

なお，昭和56年7月20日茨城県告示第1092号で告示した健康保険法等による看護に要する費用の支給基準は，昭和57年5月31日限り廃止する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

種 別		看 護 料 支 給 基 準		
		1 日 当 た り の 看 護 料		
病 類 別		コレラ, 痘瘡, 発疹チフス及 びペスト	左記以外の法 定伝染病並び に急性灰白髄 炎, 開放性結 核及び患者が 結核病棟に収 容されている 場合の非開放 性結核並びに 精神病	普通疾病
病状が重篤又は手術の ため付添看護が必要な 場合	看護婦による看護	9,260円	7,400円	6,170円
	准看護婦による看護	7,870	6,290	5,240
	看護補助者による看護	—	5,550	4,630
床上起坐若しくは体位 変換が禁止されている か, 若しくは不可能な 場合又は, 食事, 用便 とも自用を弁じ得ない ため常態として介助が 必要である場合のいづ れかに該当し, 付添看 護が必要な場合	看護婦による看護	4,860	3,890	3,240
	准看護婦による看護			
	看護補助者による看護			

(備 考)

1 看護料の支給額は，最高額を示すもので現に要した費用が支給基準の範囲内であるときは，そ

の額とする。

- 2 看護料には、看護に必要なすべての経費（食事、寝具代等）を含むものとする。
- 3 看護補助者による看護とは、入院の場合であつて患者の親族、友人等以外の者による看護をいう。
- 4 看護補助者の看護は、やむ得ない事情により看護婦又は准看護婦による看護が受けられない場合において、看護補助者が主治医又は施設の看護婦の指示を受けて看護の補助を行うことを施設長が証明したときのみとする。
- 5 主治医の指示による泊り込みの場合は、1日当たりの看護料に23.5パーセントを加算した額とする。
- 6 主治医の指示による徹夜勤務をした場合は、1日当たりの看護料に25パーセントを加算した額とし前項との併給を認める。ただし、患者が床上起坐若しくは体位変換が禁止されているか、若しくは不可能な場合、又は食事、用便ともに自用を弁じ得ないため常態として介助が必要である場合の徹夜勤務の加算は認めない。

茨城県告示第1077号

昭和57年7月2日付け農管指令第369号をもつて認可した千代田中部地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1078号

昭和57年7月2日付け農管指令第370号をもつて認可した北根地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1079号

昭和57年6月11日付けで中郷土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年7月7日認可した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1080号

昭和57年6月10日付けて飯富土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年7月7日認可した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1081号

昭和57年6月4日付けて吉田用土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年7月7日認可した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年7月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間
東茨城郡大洗町磯浜町字東8255番から
東茨城郡大洗町磯浜町字大洗下寄大貫境6881番88まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年7月19日

茨城県告示第1083号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指 定 区 域

県 名	沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	延長(m)	摘 要
茨 城 県	常 磐 沿 岸	十 王 海 岸	伊 師 地 区 海 岸	100.0	

- 2 関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

茨城県告示第1084号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき外野第一土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 外野第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和57年7月19日から昭和62年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
勝田市大字東石川字表の全部、字はしかべ、字海老内、字六ツ野、字新堀、字屋敷内、字内後の各一部、はしかべ一丁目、はしかべ二丁目の各一部
- 4 事務所の所在地 勝田市東石川1370番地 勝田市役所内
- 5 設立認可の年月日
昭和57年7月19日
- 6 事 業 年 度
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 勝田市役所の指定の掲示場に掲示

茨城県告示第1085号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により豊里町東部土地区画整理組合の定款の変更については、次のとおり認可した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 豊里町東部土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和53年10月19日から昭和58年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
豊里町大字酒丸元中東字前原、字上原、字中原、字五拾塚の全部、字木内前、字押越の一部
" 大字酒丸元西酒丸字大越、字木内前の一部
" 大字酒丸元西谷ヶ代字大道南、字池作の全部、字下荒久、字島畑、字中山の一部
" 大字中東原新田字原山の全部、字堂久保、字下山の一部
" 大字土田字蜂ノ巣の一部
" 大字遠東字五十塚、字南田の一部
- 4 事務所の所在地 筑波郡豊里町東光台4丁目19番地の7
- 5 設立認可の年月日
昭和53年10月19日

- 6 変更の主な内容 事務所の所在地の変更
変更後 筑波郡豊里町東光台4丁目19番地の7
変更前 筑波郡豊里町大字酒丸元中東字坪ノ内162番地の1
- 7 変更認可の年月日
昭和57年7月19日

茨城県告示第1086号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 藤代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画下水道事業新川都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和57年7月19日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分

藤代町大字新川字御立野，字荒匂，大字下萱場字下萱場，字草米場及び字永腐地内

茨城県告示第1087号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により，次の者を売りさばき人に指定した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指定年月日 昭和57年7月9日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名
高萩市大字赤浜字落ヶ沢1265
株式会社 茨城県高萩自動車学校
代表取締役 豊 田 稔

茨城県告示第1088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業里美地区（第二工区）に係る換地処分をした。

昭和57年7月19日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 塙 善 行

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第8号

昭和58年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

昭和57年7月19日

茨城県教育委員会委員長 玉 村 幹 雄

昭和58年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和58年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 応 募 資 格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業又は昭和58年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号の一に該当又は昭和58年3月該当見込の者

2 募集課程、学科及び人員

別に定める。

3 志願校及び学科の選択

- (1) 入学志願者は、茨城県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年茨城県教育委員会規則第3号)の定めるところにより入学志願校を選択しなければならない。
- (2) 入学志願は、1校1課程1学科に限る。ただし、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第1、第2の順位をつけて同時に2学科まで志願することができる。
- (3) 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において1回に限り、志願先(課程及び学科を含む。)を変更することができる。

4 志願の手続き

- (1) 入学願書は、出身又は在籍中学校長を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2) 中学校長は、入学願書のほかに個人ごとの調査書及び志願者の属する学年全体の学習成績一覧表を、更に農業に関する学科のうち農業科、園芸科、畜産科及び農蚕科の志願者にあつては、営農に関する調書を、志願先高等学校長に対して提出するものとする。

5 学 力 検 査

- (1) 入学志願者は、所定の高等学校において学力検査を受けなければならない。
- (2) 学力検査は、昭和58年3月10日(木)、11日(金)の2日間にわたつて行う。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について中学校卒業程度により行う。
なお、国語及び英語の検査には、聞き取りテストを含める。

6 入 学 者 の 選 抜

- (1) 心身の状態からみて、修学に耐えないと認められる者を除いては、募集人員の許す限り入学

を許可するものとする。

(2) 入学者の選抜は、出身又は在籍中学校長から提出される調査書と学力検査の成績等によつて行い、面接及び身体検査は行わない。ただし、色覚については、水産に関する学科のうち漁業科及び機関科を志願する者に限り、別に定めるところによりその検査を行う。

(3) 調査書に記載された学習の記録と学力検査の成績は、選抜の資料として同等に取り扱う。

(4) 音楽科の志願者については、別に定めるところにより音楽適性検査を行う。

7 推 薦 入 学

農業に関する学科のうち農業科、園芸科、畜産科、農蚕科及び生活科の志願者については、別に定めるところにより推薦入学を実施する。

8 第 2 次 募 集 及 び 追 加 入 学

第 2 次 募 集 及 び 追 加 入 学 について は、 別 に 定 め る。

9 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については別に定める。

公 告

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡八郷町柿岡字鴻ノ巣3450番、3451番11、字江垂3658番3

2 事業主の住所及び氏名

新治郡八郷町柿岡乙1648番

不動産 商案 代表者 千 田 政 市

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年7月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第777号	57. 7. 7	(株)那珂ハウ ジング 代表川野勝行	那珂郡那珂町菅 谷4106番地の14	那珂郡那珂町菅谷 字杉原5341番1	メートル 4.00	メートル 26.26

潮土木指令 第284号	"	(有)宮中地所 (代)宮内 晃	鹿島郡鹿島町字 東山2080番地 8	鹿島郡大野村大字武井 釜字後864番20	4.00	18.60
竜土木指令 第504号	"	久保谷四郎	稲敷郡阿見町若 栗1315—6	稲敷郡阿見町若栗字西 神田1354番3, 同番7, 字馬場1749番3, 同番4	4.00	34.80
" 第506号	57.7.8	吉原 未吉	" " 大 字荒川沖1430番 地の1	" " 荒川沖字 鶉野1440番15	4.00	34.00
下土木指令 第320号	57.7.6	鈴木 栄一	水海道市豊岡町 乙1087	水海道市豊岡町大字西 大目乙1109番1	4.00	34.50
境土木指令 第314号	57.7.5	土屋 武	埼玉県鳩ヶ谷本 町4—3—15	猿島郡総和町大字駒羽 根字道中27—15	4.11	34.90

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（金 1,200 円）
（休日の場合は繰り下ぐ）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所